

# 行方市職員人事異動（令和3年4月1日発令）

## 課長級以上

### 部長級

- ▽市民福祉部長（兼）  
福祉事務所長・井川美佐子
- ▽建設部長・中島祐治
- ▽会計管理者（兼）会計課長・奥村晃
- ▽議会事務局長・久保田博
- ▽教育部長・金田久美子

### 課長級

- 【総務部】  
▽総務課長（兼）  
働き方改革課長・幡谷恭一
- ▽税務課長・野原文雄
- 【企画部】  
▽政策秘書課長・谷川達郎
- ▽事業推進課長・阿部幸一
- 【市民福祉部】  
▽こども福祉課長・菅谷知恵子
- 【経済部】  
▽商工観光課長・浜田健太郎
- ▽行政経営課長・坂本博之
- 【農業委員会】  
▽農業委員会事務局長・堀井健司
- 【教育委員会】  
▽生涯学習課長・大野秀喜

【問い合わせ】働き方改革課人事グループ（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

### 新規採用者（4月1日付）

- ▽大川愛美（総務部財政課主事）
- ▽佐藤ナナ（同部税務課主事）
- ▽菅野有紗（市民福祉部社会福祉課主事）
- ▽石橋美咲（同部介護福祉課主事）
- ▽松本洵子（同部介護福祉課主事）
- ▽岡田茉莉（同部総合窓口課  
麻生総合窓口室主事）
- ▽小谷友海（会計課主事）
- ▽男庭美咲（教育委員会学校教育課主事）

### 退職者（3月31日付 課長級以上）

- ▽市民福祉部長（兼）  
福祉事務所長・永作賢司
- ▽会計管理者（兼）会計課長・飯田勉
- ▽教育部長・平山寛児
- ▽税務課長・土子範行
- ▽こども福祉課長・中澤祐子
- ▽農業委員会事務局長・宮本聡



8人の新規採用職員です。これからよろしくお願ひします。

## 新規採用職員にインタビュー

### 教育委員会学校教育課

主事 男庭 美咲

#### ●担当業務は？

- ・中学生海外派遣研修事業に関する業務
- ・交流事業に関する業務
- ・外国語指導助手に関する業務

#### ●抱負をお願いします

行方市職員としての自覚と責任を持ち、一日でも早く仕事に慣れて学校教育のサポートができるよう精進いたします。

#### ●行方市の皆さんへひとこと

生まれ育った行方市に貢献できることを嬉しく思います。よりよい市になるよう一生懸命努めてまいりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

## 市の組織が一部変わりました。

多様化、高度化する新たな行政需要や市政の喫緊の課題に対応し、効率的な行政運営を図るため、4月1日から市の組織の一部が変更になりました。

### ■組織見直しの概要

#### ▼「行政経営課」の設置

行政運営に求められる経営の視点を重視し、より効率的な業務執行を目標としながら、市民の視点に立った行政サービスの提供を行うため行政経営課を設置しました。

※行政経営課は、麻生庁舎内の2階です。

#### ▼企画部内の各所管課と政策推進室の統合・再編

市政をより戦略的に推進するため、政策推進室・企画政策課・情報政策課の1室2課を廃止し、企画部内に政策秘書課・事業推進課の2課を新たに設置しました。

※政策秘書課は麻生庁舎内の2階、事業推進課は行方市情報交流センター内1階です。

これからも、より一層の市民サービス向上に努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

### 【問い合わせ】

働き方改革課人事グループ

（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

# 令和4年4月採用 行方市職員採用試験

【問い合わせ】働き方改革課人事グループ（麻生庁舎） ☎0299（72）0811

令和4年4月採用の行方市職員採用試験を、前期と後期の2回実施します。前期は次のとおり募集します。なお、後期試験については、市報行方8月号や市のホームページなどでお知らせします。

## ■試験区分および採用予定人員 （学歴区分…A大学卒等 B短大・高校卒等）

試験区分	採用予定人員	学歴区分	受験資格
一般事務	6人程度	A	平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人または、令和4年3月31日までに卒業見込みの人

右記の受験資格に該当する人であっても、次のうちいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本国籍を有しない人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人

エ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人



## ■試験日

【第1次試験】  
7月11日（日）

教養試験（論文を含む）・

職場適応性検査

▽会場 北浦公民館（山田2175）

## 【第2次試験】

第1次試験合格者へ通知します

集団討論試験・面接試験

■受付期間 5月6日（木）9時～5月31日（月）17時（受信有効）

## ■受験申込手続

原則インターネットによる方法で申し込んでください。インターネットによる方法で申し込みができない方は、5月17日（月）までにお問い合わせください。

## ■申込方法

行方市ホームページで申込方法および注意点を確認した上で、いばらき電子申請・届出サービスからお申し込みください。

## 情報ページ内】

申込方法および注意点の確認【採用試験等  
<https://www.city.namegata.ibaraki.jp/>

※スマートフォンからの申し込みも可能です。

## ■新型コロナウイルス感染症への対応について

（1）今後の感染拡大の状況や国、地方公共団体の外出自粛要請等の状況によっては、試験の日程および会場等について変更を行う場合があります。その場合は、市ホームページ等で随時お知らせしますので、試験前に確認してください。

（2）試験当日は、感染予防のため以下の点に留意のうえ受験してください。

次に該当する方は他の受験者への感染のおそれがあるため、受験を控えるようお願いします。

ア 新型コロナウイルス感染症に罹患し治療していない方

イ 保健所から「濃厚接触者」として健康観察の指示を受けている方

ウ 試験当日までに発熱や咳などの風邪症状が続いている方

（3）感染予防のため、必ずマスクを着用するとともに、咳エチケットの徹底をお願いします。

（4）試験室は換気のため、試験中も適宜窓やドアなどを開けます。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。



▲行方市の公式 HP  
へアクセスできます。

## 犬・猫の避妊、去勢手術の補助金のご案内

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

市では、犬・猫の無秩序な繁殖を抑制し、周囲に対する危害、迷惑の防止を図り、動物愛護および管理について意識の高揚を図ることを目的として、補助金を交付します。

補助金の予算額が無くなり次第終了となる場合があります。事前に「申し込み書」を提出し予約をしてください。

※「申し込み」については、市ホームページから「電子申請」することができます。

### ○補助金対象者（要件を全て満たす者）

1. 本市に住所を有し、居住している者であること
2. 市税等を完納している者であること
3. 獣医師において避妊、去勢手術を行う者であること

### ○補助対象動物

1. 補助対象者が飼育する犬・猫
2. 犬については、補助対象年度に登録および狂犬病予防注射を受けていること
3. 補助対象動物は、生後3ヶ月以上であること

### ○補助金額

避妊手術 犬・猫1頭 4,000円

去勢手術 犬・猫1頭 3,000円

### ○申請手続等

犬の手術の申請の場合、申請者は、市に飼い主として登録をしている方の名前で申請してください。また、(犬・猫ともに) 申請者・領収書宛名・振込口座名義は、全て同じ方をお願いします。

### 避妊・去勢手術の効果

メスの場合

- ①発情がなくなる
- ②オスが集まってこない
- ③子どもが生まれない
- ④危険性がなくなる（犬）
- ⑤生殖器系の病気予防

オスの場合

- ①子どもをませなくなる
- ②無駄吠え・遠吠え防止（犬）
- ③異様な声で泣かなくなる（猫）
- ④縄張りを争ってケンカしなくなる
- ⑤室内にオシッコをかけて回らなくなる（猫）
- ⑥生殖器系の病気予防

## 生ごみ処理容器購入費補助制度のお知らせ

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

市では、各家庭から排出される生ごみの減量および資源の再利用の意識の高揚を図ることを目的に、生ごみを減量化し、堆肥化させる容器を購入する市民に対して、下記のとおり補助金を交付します。

\*購入した生ごみ処理機等の上限は下記のとおりです。

\*値引きやポイント、クーポンを使用して購入した場合は、実際にお支払いされた金額を購入金額とみなします。

【補助対象器】	【補助金額】
密閉型発酵容器 (密閉型で生ごみ発酵剤を使用する等の方式による生ごみ処理容器)	1世帯につき2基まで(上限2,000円) (ただし、基準額は購入費の1/2とする)
電動式生ごみ処理機 (電動式で、細かく切り、乾燥式、バイオ式等の方法による生ごみ処理容器)	1世帯につき1基まで(上限20,000円) (ただし、基準額は購入費の1/2とする)
コンポスト容器 (土壌の表層に設置、土中の微生物の活動を利用する等の方式による生ごみ処理容器)	1世帯につき2基まで(上限3,000円) (ただし、基準額は購入費の1/2とする)

\*補助対象者条件：行方市に住民登録している方(外国人住民も含む)、市税等完納している方

\*申請手続等：① 事前に「申込書」を提出してください。「申込書」の提出は、電子申請で行うことができます。電子申請は、行方市のホームページに掲載してあります。

② 生ごみ処理容器を購入後、領収書【ただし、商品名(コンポスト等)が明記されたもの】・保証書のコピー(電動式生ごみ処理機のみ)・印鑑および補助金を振り込む金融機関の口座番号等控えを持参のうえ環境課まで。

## オオキンケイギクの駆除にご協力をお願いします

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

### ▶特定外来生物「オオキンケイギク」とは？

例年、5月から7月にかけて、きれいな黄色い花を咲かせ、道路沿いや庭先、空き地などで生息が確認されている「オオキンケイギク」(\*)は、**非常に強い繁殖力のため在来種を駆逐してしまう恐れがあり**、外来生物法により、栽培・保管・運搬・輸入・野外へ放つ・植える・種子をまくなどの行為が禁止されています。違反すると罰則が科せられる場合があります。

(\*)平成18年2月に特定外来生物の指定を受けました。

### ▶オオキンケイギクの特徴

- ・高さ30センチメートルから70センチメートルの多年草
- ・開花時期は5月から7月頃で、根元から束状に多数生えている
- ・葉の小葉は細長い槍のような形
- ・花の中心はオレンジ色で、黄色の舌状花の先が4つ～5つに裂けている



特定外来生物「オオキンケイギク」



特定外来生物「オオキンケイギク」の葉

### ▶駆除の方法

- ①開花時期に根を残さず抜き取る
- ②1週間ほど袋に入れて枯らす（枯れる前の移動は運搬にあたるため、禁止されています）
- ③種子の飛散を防ぐため、袋の口を密閉し、燃えるごみとして廃棄する
- ④翌年以降も生えてきた場合は、①～③を繰り返す

以上を粘り強く行っていただくことが、在来種への影響を防ぐことにつながります。

皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

### ◆同時期に咲く類似の花

「ブタナ（タンポポモドキ）」

花はタンポポにそっくりで、葉には不揃いの波形のぎざぎざ（鋸歯）がある。



ブタナ（タンポポモドキ）



ブタナ（タンポポモドキ）の葉

◆オオキンケイギクに似ている植物の写真等を下記から見るができます。ぜひご覧ください。

（九州地方環境事務所外来生物対策のページ） [http://kyushu.env.go.jp/wildlife/mat/m\\_2.html](http://kyushu.env.go.jp/wildlife/mat/m_2.html)

（環境省外来生物法のページ） <http://www.env.go.jp/nature/intro/>

## 農林水産課から補助金等のお知らせ

【問い合わせ】農林水産課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

### 令和3年度電気柵等設置費補助金

#### ▶対象者

イノシシによる被害を受けるおそれのある農地に電気柵または防護網を設置する者  
※本市に住所または本拠を有し、市税等の滞納がないことが条件

#### ▶対象経費および補助額

イノシシ被害対策用の電気柵設備  
(本体および柵線等資材)の新規購入費  
◎対象経費の2分の1とし、3万円が上限  
※補助金の交付は、同一年度中1回限り  
※3者未満の申請の場合、上記と同額を上乗せ補助  
※電気柵を3者以上の集団で設置した場合は、その集団へ加算金1万円を交付  
イノシシ被害対策用の防護網設備の新規購入費  
◎対象経費の2分の1とし、1万円が上限

#### ▶必要な書類

- ・対象経費に係る領収書の写し
- ・設置場所が分かる位置図
- ・設置した電気柵またはネット柵のカタログ

### 令和3年度わな猟免許取得費補助金

#### ▶対象者

本市に在住し、わな猟免許を新規に取得した者  
※市税等の滞納がないことが条件  
※猟友会に加入していることが条件

#### ▶対象経費

わな猟免許講習会受講料、狩猟免許試験申請費用

#### ▶必要な書類

狩猟免許状、対象経費に係る領収書の写し

### 令和3年度行方市農業用機械等導入補助金

#### ▶対象

令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)に購入した農業用機械

#### ▶対象者

- ・農業所得の申告を行っている農業者、農業生産法人、農事組合法人
- ※本市に住所または本拠を有し、市税等の滞納がないことが条件  
・前年度において当該補助金の交付を受けていない者

#### ▶対象経費

10万円を超える1つの機械等の購入費  
※消費税および地方消費税相当額を含まない額

#### ▶補助額

補助対象経費に5%を乗じて得た額とし、10万円が上限  
※補助金の交付は、同一年度中1回限り

#### ▶必要な書類

- ①領収書の写し
- ②対象農業用機械の載っているカタログ
- ③販売証明書の写し(必要に応じて)

#### ▶その他必要なもの

- ①認め印
- ②振込先の口座番号の分かるもの

#### ▶補助対象機械

- ・農業用機械(トラクター、収穫機、田植え機、コンバイン等)
- ・農業用機械に備え付ける機械(ロータリー、ハロー等)

※次の機械等は対象外となります。  
・汎用性がある機械(農業以外に使用できるもの)や家庭菜園用の機械等(例)トラック類、発電機、刈払機、チェーンソー等  
・資材、農業用設備(予冷库等)、農業用建造物

※補助金は、予算範囲内での交付となります。  
あらかじめご了承ください。

### イノシシ情報!・イノシシによる被害の出ない環境整備について

市では、イノシシによる農作物への被害を防止するため、猟友会に依頼して市内全域の山林等に「くくりわな」を仕掛け、イノシシの捕獲を行っています。猟友会の隊員の皆様には、日頃より多大なるご協力をいただき、心より感謝申し上げます。わな付近には、注意標識等が設置されています。山林等への立ち入りの際は、十分な注意をするようお願いします。また、目撃や被害の情報は随時ご連絡いただけますようお願いします。

近年、一般道や宅地周辺での目撃が増加しています。イノシシを目撃した場合には、目を合わせるなどイノシシを刺激したりしないよう注意し、すぐに安全な場所に退避してください。なお、わなの設置期間は、令和3年5月中旬～令和4年3月予定となっています。

令和2年度(令和3年3月末現在)は、市内全域で182頭捕獲しました。

イノシシによる被害を防ぐのは、捕獲駆除や防護柵だけではなく、「イノシシに來られない環境」を整備することも大切です。イノシシ対策の基本ポイント

- ① 隠れ場所をなくそう!【草むらやヤブ耕作放棄地などの草を刈って隠れ場所をなくしましょう。】
- ② 餌場をなくそう!【くず野菜や生ごみの放置をなくしましょう。】
- ③ 囲いで守ろう!【トタン柵・ワイヤーメッシュ・電気柵などでしっかりと囲みましょう。】

## 農薬適正使用により農薬事故を防ぎましょう

【問い合わせ】農林水産課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

これから農薬の取り扱いが多くなる時期になります。

農薬事故を起こさないために、農薬は適正に使用しましょう。

### ○農薬飛散による被害を防ぐために

- ・農薬の飛散防止に最大限の配慮をしましょう

農薬散布は、天候や時間帯を選んで、無風か風が弱いときに行うよう心がけましょう。

特に、学校や通学路が近くにある場合や他の農畜産物が隣接している場合は、子どもや周辺の農畜産物に配慮しましょう。

農薬の散布作業中は、風向きやノズルの向きに注意し、飛散防止に努めましょう。

- ・農薬を使用する場合は、必ず最新の情報を確認しましょう

農薬の使用方法が変更されている場合がありますので、従来から使用している農薬でも、必ず最新の情報を購入先などで確認してから使用しましょう。

### ○農薬による事故防止のための注意事項

- ・劇物指定農薬であるクロロピクリン剤の使用にあたっては、事前に周辺住民や周辺で栽培をしている農家へ周知し、施用後は速やかかつ確実に被覆を実施しましょう。
- ・毒物や劇薬に該当する農薬のみでなく、全ての農薬は安全な場所に鍵をかけて保管しましょう。
- ・農薬を他の容器（特に、飲食品の容器）に移し替えないようにしましょう。
- ・農薬の調製や散布を行うときは、農業用マスク・保護メガネなどの防護具を着用しましょう。
- ・農薬の使用にあたっては、希釈倍率や使用時期など容器のラベルを確認し、使用基準を守って安全かつ適正に使用しましょう。使用に関して不明な点がある場合は、行方地域農業改良普及センターなどに相談しましょう。

【行方地域農業改良普及センター TEL 0299-72-0256】

- ・散布にあたっては、事前に農薬散布機器の十分な点検整備を行いましょう。
- ・散布後は、農薬散布機器の洗浄を十分行いましょう。
- ・農薬使用後は、圃場ごとに使用記録簿に記録しまししょう。



### 行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」

**LuckyFM**  
茨城放送  
FM 88.1/94.6 AM 1197/1458

IBS 茨城放送 (i-FM) (水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 1197kHz、土浦・県西中継局 1458kHz) で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています (「HAPPYパンチ」の番組内)。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

### エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひろどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市）

■周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

## なめがたブランド 6次産業化支援事業補助金のご案内

【問い合わせ】 経済部ブランド戦略室（農業振興センター） ☎0291-35-3114

市内における農畜水産業者の6次産業化を推進しなめがたブランドの向上を図るため、生産・加工・販売・流通の仕組みを構築しようとする意欲ある農畜水産業者の取り組みを支援することを目的に、なめがたブランド6次産業化支援補助金を交付します。

### ○補助金対象者

※本市内に住所を有し、次に掲げる事項のいずれかに該当する方

- ・農畜水産業者
- ・農畜水産業者の組合または農畜水産業者で構築する団体
- ・農業法人
- ・行方市 6次産業化・農商工ビジネスセミナー受講生または修了生

### ○補助対象事業

- ・新商品の開発および事業化に関する事業
- ・販路開拓に関する事業
- ・販売方式の導入・改善に関する事業  
など

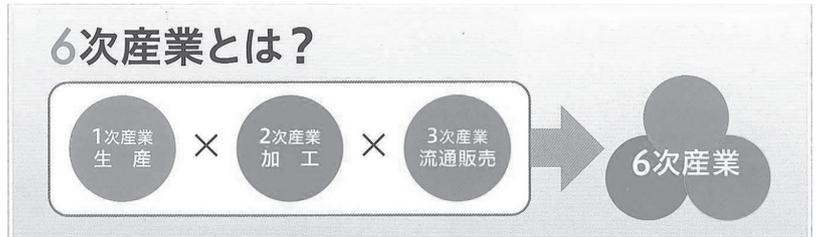
### ○補助額

- ・補助対象経費の1/2（上限20万円）

### ○申請方法

- ・経済部ブランド戦略室へ申請してください。

詳細は、ブランド戦略室へお問い合わせください。



## 子どもたちの学習を応援しませんか

### 「行方ふれあいスタディ」講師募集！

【問い合わせ】 生涯学習課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

本市では、平成27年度から、市内小学校4年生から中学校3年生までの希望者を対象に「行方ふれあいスタディ（無料学習支援）」を地域の皆さんの協力を得ながら実施しています。「もっと勉強ができるようになりたい！！」と願っている子どもたちと一緒に応援しませんか。

市内の学ぶ意欲をもった児童・生徒への、学習支援活動に協力していただける講師を、下記のとおり募集しています。

場 所：麻生公民館・北浦公民館・玉造公民館

期 間：令和3年5月から令和4年2月末まで

9：30～11：30 ※日曜日に実施予定

内 容：補充的学習

#### 【募集内容】

- ・応募資格：教員免許を有する者、教員経験者、大学生、学習塾講師経験者
- ・講師料：時給 1,480円
- ・保険：指導中の活動については、保険適用となります。
- ・詳しくは、生涯学習課までお問い合わせください。

## 行方都市計画区域マスタープラン案の縦覧について

【問い合わせ】都市建設課（玉造庁舎）☎0299-55-0111

都市の将来像を示す「都市計画区域マスタープラン」に係る都市計画の案について、下記のとおり都市計画法の規定に基づき縦覧を行います。

案に対しご意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

### ▼案の内容

・都市計画区域マスタープランの変更

### ▼縦覧期間

令和3年5月17日（月）～令和3年5月31日（月）

※土曜日、日曜日および祝祭日を除く

### ▼意見書の提出

縦覧場所に備えつけ、または茨城県都市計画課ホームページに掲載の様式に必要事項を記載し、持参または、郵送にて提出してください。

※令和3年5月31日（月）必着

【提出先】茨城県知事 大井川 和彦（茨城県土木部都市局都市計画課扱い）あて

〔〒310-8555 水戸市笠原町978番6〕

### ▼案の縦覧場所およびお問い合わせ先

茨城県土木部都市局都市計画課 電話029-301-4592

行方市建設部都市建設課 電話0299-55-0111

## 市役所総合窓口でのお支払いにおけるキャッシュレス決済の導入について

【問い合わせ】政策秘書課（麻生庁舎）☎0299-72-0811

総合窓口課（玉造庁舎）☎0299-55-0111

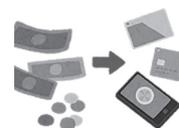
市では、コロナ禍における非接触型社会インフラとして、キャッシュレス決済を推進しています。その一環として、令和3年4月から総合窓口での手数料等の支払いにおいて、電子マネーやスマートフォンを使用した決済の取り扱いを開始しました。

お支払いの際には、便利で感染リスクの少ないキャッシュレス決済をご利用ください。

○対象 総合窓口で取扱っている手数料の一部

（住民票交付手数料、印鑑証明手数料、税に関する証明手数料 など）

○決済方法 電子マネー、クレジット、スマートフォンを使用したQRコード決済



## 全国一斉特設人権相談のお知らせ

【問い合わせ】総合窓口課（玉造庁舎）☎0299-55-0111

全国人権擁護委員連合会では、毎月6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、「全国一斉特設人権相談」を実施しています。人権擁護委員に相談したい方や問題解決の手助けが必要な方は、下記までお問い合わせください。

○相談は全て無料です。

○相談に来られる際には、検温等の体調管理とマスクの着用へのご協力をお願いします。

○新型コロナウイルス感染拡大等があった場合には、中止となります。あらかじめご了承ください。

○問い合わせ 水戸地方法務局鹿嶋支局 0299-83-6000

### 全国一斉特設人権相談

【麻生】令和3年6月2日（水） 行方市役所麻生庁舎 別棟 A 会議室 午前10時～正午、午後1時～午後3時

【玉造】令和3年6月2日（水） 北浦公民館 午前10時～正午、午後1時～午後3時

【北浦】令和3年6月2日（水） 玉造公民館 午前10時～正午、午後1時～午後3時

## 国保年金課からのお知らせ

### 健康保険が変わったら届け出が必要です。



【問い合わせ】 国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

#### ■国民健康保険から職場の健康保険へ

国保（国民健康保険）の方が、会社などへお勤めし、会社の健康保険に加入した場合は、国保の喪失届けが必要です。新しい保険証ができたなら手続きをしてください。

#### ●必要なもの 国民健康保険証・会社の保険証（または資格証明証）・印鑑・マイナンバーがわかるもの

※会社の健康保険証ができるまでには、数週間かかります。

新しい保険証がくるまでに、国保の保険証で病院にかかると、後から医療費を返還していただくようになってしまいますので、ご注意ください。

※保険証の手続き中に病院にかかりたい場合は、会社から保険証に代わるものとして「資格証明証」を出していただくことができます。勤務先にお問い合わせください。

※届出が遅れると、保険料や保険税を二重に支払ってしまうこともあります。忘れずに届け出をしてください。

#### ■職場の健康保険から国民健康保険へ

会社を退職されて、国保に加入する場合も届け出が必要です。自動的に国保に変わるわけではありません。

#### ●必要なもの 退職証明書または資格喪失証明書・印鑑・マイナンバーが分かるもの

#### ■手続きは3庁舎（玉造国保年金課・麻生庁舎総合窓口室・北浦庁舎総合窓口室）いずれでもできます。



#### 【人間ドックの契約医療機関についてのお知らせ】

市報4月号に人間ドックの契約医療機関について案内をしていますが、水戸医療センターでは、現在人間ドックの受け付けを見合わせているということです。受け付けが開始されましたら再度ご案内いたします。

## 行政相談委員にお気軽にご相談ください

【問い合わせ】 政策秘書課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

行政相談委員は「めざそう 住みよい まちづくり」をスローガンに、住民の皆さまの身近な相談相手として、行政に関する相談などを受け付け、その解決のための活動をしています。市内では、総務大臣から委嘱された3人の行政相談委員が活動しています。

毎日の暮らしの中で、困っていること、悩んでいることなどがありましたら、お気軽にご相談ください。相談は、無料・秘密厳守です。

#### ■日 時 5月19日(水) 午後1時～午後3時

○麻生公民館2階 第二集会室 (☎0299-72-1573)

根本憲 行政相談委員

○北浦公民館2階 会議室 (☎0291-35-3777)

松下健治 行政相談委員

○玉造公民館1階 談話室 (☎0299-55-0171)

新堀文江 行政相談委員

※新型コロナウイルス感染症の感染防止策として、相談時間は原則15分（最大30分まで）とさせていただきます。また、来所される際は、検温等の体調管理とマスクの着用へのご協力をお願いします。

※今後の感染症の発生・拡大状況によって、相談会を中止にする場合があります。

その際は、市公式ホームページ等でお知らせします。



